

広島県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年六月六日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道金丸市場線	府中市木野山町字箱田山石ガ迫二一三三番四地先から 府中市木野山町字箱田山石ガ迫二一三三番四地先まで	令和四年五月二十三日